

## 6. 障害福祉サービス、地域生活支援事業および障害児通所支援

### (1) 障害福祉サービスとは

障害福祉サービスとは、障害のある人等が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度です。「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）にもとづき、日常生活に必要な支援・援助を受ける「介護給付」、自立した生活を送ることができるよう必要な知識や技術を習得する「訓練等給付」に大別されます。

また、障害福祉サービスとは別に、市区町村が独自で実施する「地域生活支援事業」、児童福祉法にもとづき障害児のデイサービス事業を実施する「障害児通所支援」があります。

### (2) 利用の仕方

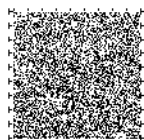
	手 続 き 方 法	窓 口
①相談・申請	障がい者福祉課に御相談いただき、サービスの必要があれば、申請をします。	障がい者福祉課  〈身体・知的障害者〉 認定サービス係 内線 2135・2136  〈精神障害者〉 相談支援係 内線 2133・2134・2137
②調査	障害者の心身の状況を把握するための 80 項目の調査に加え、日中の活動状況、本人・家族および介護者の状況、サービス利用意向、居住環境などに関する調査を行い、医師の意見書を提出します。	
③審査・認定	勘案事項調査や概況調査等を踏まえ、障害支援区分認定審査会において、障害支援区分が認定されます。障害支援区分の認定内容を踏まえ、どのくらいのサービスが必要か検討を行います。	
④利用計画案の作成	指定特定相談支援事業所に相談し、サービス等利用計画案を作成してもらい、それを市役所に提出します。	
⑤決定・通知	サービスの支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。「受給者証」にはサービスの利用に関する大切な情報が記載されていますので、大切に保管してください。	
⑥事業者と契約	サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約を行います。	
⑦サービスの利用開始	サービス利用開始となります。サービス利用の対価として、利用者負担金（原則 1 割）を支払います。	

### (3) 障害福祉サービス

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
訪 問 系 サ ー ビ ス	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつおよび食事等の介護、調理、洗濯および掃除等の家事並びに生活等に関する相談および助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の行動障害のある人に、居宅において、入浴、排せつおよび食事等の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
	行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。
	重度障害者等 包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援および共同生活援助を包括的に提供します。



体系	種類	サービスの内容
訪問系サービス	短期入所 (ショートステイ)	介護者が疾病その他の理由により、施設へ短期間の入所を必要とする障害者等について、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつおよび食事その他の必要な保護を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつおよび食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
日 中 活 動 系 サ ー ビ ス	療養介護	主として日中に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および日常生活上の世話をを行います。
	生活介護	障害者支援施設などで、主として日中に、入浴、排せつおよび食事等必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	自立訓練	(機能訓練) 身体障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
		(生活訓練) 知的障害または精神障害のある障害者が、障害者支援施設等に通所したり、またはヘルパー等が障害者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。
	就労継続支援	A型(雇用型) 生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。(雇用における最低賃金が保証されます。)
		B型(非雇用型) 通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した方に対し、利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する方に対し、定期的に訪問を行い、日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等の支援を行います。	
居 住 系 サ ー ビ ス	施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつおよび食事等の介護、生活等に関する相談および助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、その他の日常生活上の援助を行います。



体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
相 談 支 援 事 業	計画相談支援 障害児相談支援	障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、および支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
	地域移行支援	入所施設に入所している障害者、または精神科病院に入院している精神障害者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

#### (4) 地域生活支援事業

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
地 域 生 活 支 援 事 業	地域活動支援センター	障害のある人に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
	移動支援	社会に参加する利用目的をもつ人で、障害によって一人での外出ができない場合、目的地まで同行する支援を行います。ただし、通勤や通学、通院等の通年にわたる利用目的においては使用できません。
	日中一時支援	家族等が、一時的に自宅で介護が行えなくなった場合に宿泊を伴わない日中の時間の介護を行います。（日帰りショートステイ）

#### (5) 障害児通所支援

障害児通所支援とは、児童福祉法にもとづき障害のある児童や未就学児に対して、施設等に通所し、日常生活における必要な訓練等を受けられるものです。

体 系	種 類	サ ー ビ ス の 内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	障害児（未就学児）が施設に通所し、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センターまたは指定医療機関等に通所または通院し、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校（幼稚園および大学を除く。）に就学している障害児について、授業の終了後または休日に児童発達支援センター等の施設に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障害等により外出が困難な障害児について、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	保育所等訪問支援	保育所その他の集団生活を営む施設等に通う障害児について、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

